

- (3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
 - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
- ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- ニ イ(2)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 二 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
 - イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - (二) 看護職員の数は、一以上とする。
 - (三) 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。
 - (四) 生活支援員の数は、一以上とする。
 - (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
 - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ロ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居室を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
 - ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - 三 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
 - イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
 - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上

- ロ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、常勤換算方法とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。
- ハ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（生活訓練）以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ニ イ(1)又はロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 四 就労移行支援を行う場合
 - イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 職業指導員及び生活支援員
 - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - (二) 職業指導員の数は、一以上とする。
 - (三) 生活支援員の数は、一以上とする。
 - (2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
 - (3) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
 - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ロ イの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 職業指導員及び生活支援員
 - (一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 - (二) 職業指導員の数は、一以上とする。
 - (三) 生活支援員の数は、一以上とする。
 - (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 - (一) 利用者の数が六十以下 一以上
 - (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
 - ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - 五 施設入所支援を行う場合
 - イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。